

生食発 0610 第 1 号  
令和 3 年 6 月 10 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

令和 3 年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 22 条の規定に基づく「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）第三の六に基づき、夏期に多発する食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、全国一斉に標記取締りの実施をお願いしているところです。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とそれに伴う保健所における業務負担の大幅増加に鑑み、別添を参考に都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき実施可能な範囲で行っていただくようよろしく申し上げます。また、本年度の夏期一斉取締りの実施結果については、御報告いただく必要はありません。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 担 当：小野澤、大塚、小山 電 話：代表 03-5253-1111 (内線 2478、4251) 直通 03-3595-2337 F A X：03-3503-7964
---